

平成 21 年 1 月 30 日

各 位

会社名 株式会社サイバー・コミュニケーションズ
代表者名 代表執行役社長 長澤 秀行
(コード番号 4788 東証マザーズ)
問合せ先 執行役最高財務責任者 八重樫 真樹
(Tel 03-5425-6274)

株式会社電通による当社株券等に対する 公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 30 日開催の当社取締役会において、株式会社電通（コード番号：4324 東証 1 部、以下「電通」又は「公開買付者」といいます。）による当社の発行済普通株式（但し、当社の保有する自己株式を除きます。）及び新株予約権等を対象として実施する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について下記の通り意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きを経て当社を完全子会社化することを企図していること、及び、当社株式の上場が廃止される可能性があることを前提として行われたものであります。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	株式会社電通
(2) 事 業 内 容	広告業
(3) 設 立 年 月 日	明治 39 年 12 月 27 日
(4) 本 店 所 在 地	東京都港区東新橋一丁目 8 番 1 号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高嶋 達佳
(6) 資 本 金	589 億 6,710 万円
(7) 大株主及び持株比率 (平成 20 年 9 月 30 日現在)	株式会社電通 10.77% 社団法人共同通信社 7.37% 株式会社時事通信社 7.10% 株式会社みずほコーポレート銀行 4.07% (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)

	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3.88%
	電通グループ従業員持株会	2.76%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2.74%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 4 G)	2.09%
	財団法人吉田秀雄記念事業財団	1.79%
	株式会社リクルート	1.77%
(8) 買付者と対象者の 関係等	資本関係	公開買付者は、当社の発行済株式総数の 47.49% (244,800 株) を保有しております。
	人的関係	公開買付者より、取締役 5 名を受け入れております。
	取引関係	当社は公開買付者に対してインターネット広告の販売及び公開買付者からの広告関連業務の受託を行っております。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の親会社であるため、関連当事者に該当します。

2. 公開買付者が買付けを行う株券等の種類

(1) 普通株式

(2) 新株予約権等（以下「本新株予約権」といいます。）

- イ 平成 12 年 6 月 27 日開催の第 4 回定時株主総会の決議及び平成 12 年 6 月 27 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株引受権（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 19 条第 1 項の規定により金融商品取引法の適用にあたり新株予約権とみなされる新株引受権）
- ロ 平成 13 年 6 月 27 日開催の第 5 回定時株主総会の決議及び平成 13 年 7 月 6 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株引受権（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 19 条第 1 項の規定により金融商品取引法の適用にあたり新株予約権とみなされる新株引受権）
- ハ 平成 15 年 6 月 20 日開催の第 7 回定時株主総会の決議及び平成 15 年 7 月 22 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
- ニ 平成 16 年 6 月 28 日開催の第 8 回定時株主総会の決議及び平成 16 年 7 月 27 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
- ホ 平成 17 年 6 月 28 日開催の第 9 回定時株主総会の決議及び平成 17 年 9 月 13 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 21 年 1 月 30 日開催の当社取締役会において、電通が当社の発行済普通株式（但し、当社の保有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権を対象として実施する本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。

本公開買付けは、当社を電通の完全子会社とすることを最終的な目的とするものです。従って、電通が本公開買付けにおいて当社の発行済株式のすべてを取得することができなかった場合には、電通を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）が実施される予定です。当社は、完全子会社化の実施に当たり、当社の株主の皆様に対し、公開買付けを経ることなく本株式交換を実施する場合に比べて、金銭による対価をより早期に受領する機会を提供するとともに、その後に予定している本株式交換により電通株式の交付を受ける機会を提供することで、当社の株主の皆様はその受領する対価の内容及び時期について選択する機会を提供することができるものと考えております。かかる観点から、本公開買付けにご応募いただくか否かは、株主の皆様にご判断いただきたいと考えております。なお、本公開買付けに関しては、買付価格その他の諸条件は妥当であり、当社の株主に対して適切な価格により売却機会を提供するものであると判断しております。

(2) 本公開買付けに関する意見の理由

電通は、本日現在、当社の普通株式 244,800 株（平成 20 年 9 月 30 日現在の当社が保有する自己株式を除く発行済株式総数の約 47.49%）を保有しており、当社を連結子会社としております。

電通及び電通グループは、広告を中心にコミュニケーションに関連するサービスを提供する事業を行い、米国に次ぐ世界第 2 位の広告市場である日本で長年にわたりナンバーワンのシェアを持ち、2007 年の収益（ワールドワイド）において世界第 5 位、電通単体ではワールドワイド・アド・エージェンシー・ランキングとして 22 年連続世界第 1 位となっています。また、クライアント数は国内主要企業や主要外資系企業合わせて 6,000 社以上、そのポートフォリオは多様で、これらのクライアントと長期にわたる取引関係を維持しています。

一方、当社は、平成 8 年に電通とソフトバンク株式会社の合併により設立され、メディアレップ、すなわちインターネットメディアにとっては広告枠を販売する営業組織として、広告会社及び広告主にとっては広告枠を購入する仕入れ組織として、両者を結びつける役割を果たしてきました。また、同時にメディアプランニング、広告配信技術の提供、広告クリエイティブの制作、ECソリューションの提供を行うなどインターネット広告市場の黎明期より業界の発展に尽くし、これまで同市場拡大に貢献してきました。

同時に当社は電通との緊密な取引関係を有しつつも、独自性を発揮して成長機会を

追求し、インターネットメディア及びモバイルメディアの広告枠の取扱いや、幅広い代理店との取引など、業界をリードする企業のひとつとして研鑽を積み、現在に至っております。

昨今、インターネットを駆使した広告手法の高度化や効率化などが進み、生活者と企業、さらには生活者同士を結ぶ多くの新しいマーケティング・アプローチが生まれていますが、同時にインターネットは、テレビCMからキャンペーンサイトへの誘導、新聞や雑誌とEコマースの連動、イベントの認知又は集客のためのインターネット活用など、他の様々な広告メディアと組み合わせられるクロスメディア・マーケティングの中心に据えられるようになっており、その重要性をさらに増しております。

このような状況の下、当社は従来から取り組んできたメディアレップ事業を事業の中核に据えながら、高度なテクノロジーと専門的経験を有する人材や豊富なデータを基盤としたインターネット広告に関するあらゆるサービスをワンストップで提供するトータル・インタラクティブ・マーケティング・サービス・カンパニーを目指し、さらにはインターネットの枠を超えた新しい時代のマルチプラットフォームでのマーケティングサービスを創造することを経営方針に掲げております。

すなわち、①世界初の「本格的アドマーケットプレイス」の提供企業となることを目指し、最先端のアドテクノロジー（広告技術）と広告キャンペーンデータ、ノウハウを駆使して最適なメディアプランニングと効率的な広告取引プラットフォームを提供する「アドマーケットプレイス」に求められるあらゆる機能を先んじて提供し、業界スタンダードとしての地位を早期に確立する、②グローバルレベルで最先端の「アドテクノロジー」提供企業を目指し、先進的アドテクノロジーを装備し、いかなる環境変化にも対応可能な「トータル・インタラクティブ・マーケティング・サービス・カンパニー」となる、③「アドマーケットプレイス」の成功に向けて「先端知の創造と共有集団」を目指し、グループ社員全員が最高度の情報感度と創造力を発揮して得た先端知を共有化し、企業価値の増大に結びつける、という三点を当社グループの基本理念として掲げ、インターネットメディアを中心としたコミュニケーション・サービスの社会的重要性がますます高まる中、クライアントが求めるあらゆるマーケティング・ニーズに対応し、より充実したサービスの提供を目指しております。

今後の当社の成長には、より高度なクロスメディア企画提案力や、総合的なインタラクティブメディアソリューション力、すなわち広告主、インターネットメディア、エージェンシーに対して高付加価値ソリューションを提供することが求められると同時に、デジタルメディア領域における新しい収益事業機会の創出が当社の発展にとって必要と考えております。

電通は、インターネットを中心とするデジタル事業領域は電通及び電通グループの今後の成長戦略を考える上で近年急速に重要性を高めており、現在では電通グループの今後の成長の基軸となる中核的事業のひとつであると認識しております。当該事業

領域における競争環境の変化は急激であり、電通グループがこれらの変化に迅速に対応しながら、中長期的な展望をもって競争力の強化と事業基盤の整備を進めていくには、電通グループ各社が持てる資源と能力を結集してシナジーの最大化を着実かつ迅速に進めていく必要がありますが、電通としては、かかるグループとしての総合的営業力強化にあたり、高い専門性が求められるデジタル事業領域でのコミュニケーション・プランニングとクロスメディア視点での総合的な提案力、新しいコミュニケーション事業やテクノロジーの開発力を強化することが特に重要な課題であると表明しております。

この点、電通は当社が長きにわたって蓄積したインターネット広告に関する知見、高度なプランニング能力、先端的アドテクノロジー及びデジタル事業開発力が今後の電通グループ全体の成長を目指すにあたって欠くことのできない重要な資源であると認識しており、電通が持つ総合的なコミュニケーション・サービスとこれら当社の資源を有機的に組み合わせることで、メディアとクライアント双方の課題解決に向け、より効果的かつ創造的なソリューションの提案が早期に可能になると同時に、デジタル領域での新収益獲得への事業の推進がより強力に行える体制が整えられるものと考えております。また、電通はデジタル領域を成長領域ととらえるとともに、そこにおける競争環境も単なる広告業種を超えて異業種からの参入も含めてさらに激しくなることを想定しております。これに備え電通は、具体的には今後、当社を含めた電通グループとして、デジタル事業領域におけるテクノロジー開発やプラットフォーム事業の展開、専門人材の育成・拡充など、中長期的視点から競争力を強化し、企業価値の増大に資する施策の推進を積極的に行っていくと表明しておりますが、これらは一面で、当社にとって短期的には必ずしも利益をもたらさない可能性もあります。

このような例にみられるように、上場企業として当社に求められる各期利益の最大化という短期的な課題と、電通グループのデジタル事業領域の中核企業として求められる中長期的競争力の強化という課題の両立は、ときとして困難となる可能性もあるため、今般、電通グループのデジタル事業領域における体制再編を円滑かつ早期に実行するためにも、電通は、電通による当社の完全子会社が重要な一歩であると考え、本公開買付けの実施を決定するに至り、昨年末当社代表執行役社長長澤秀行に申し入れました。

当社の見地からも、前述の通り、インターネット広告を巡る技術及びビジネス・モデルの変化が急激に進行する現在、メディアや広告会社など当社の取引先へのサービスレベルの向上を図り、持続的な成長を維持していくためには、一段の人的・物的投資を継続的に行っていくことが必要であると考えられます。電通の完全子会社となることにより、当社が自社の経営資源のみならず、親会社である電通及び電通グループ各社の有する人的・物的、知的資源及びメディア等との強い関係・ネットワークを有効かつ十分に活用できる体制を実現することは、当社の従前からの競争力及びクロスメディア視点での提案力を一層強化するとともに、当社の事業構造をより柔軟かつ広

範なものとし、また、当社にとっての最大顧客である電通からの商流の拡大が期待されることに加えて、現在の取引先へのサービスレベルを格段に向上させるとともに、新技術を活用したデジタルメディア事業等への本格的な参入などを通じて、さらなる成長と企業価値の増大を促すものと考えております。

以上のような認識に基づき、本公開買付けに関する協議・検討を電通との間で相互に進めた結果、電通の完全子会社となることが、当社の企業価値を中長期的に最大化するために最も有効な手段であるとの結論に至りました。

後述の通り、本公開買付けの結果によっては、当社株式は上場廃止となる見込みがあります。一方で、当社は完全子会社化の実施に当たり、当社の株主の皆様に対し、公開買付けを経ることなく株式交換を実施する場合に比べて、金銭による対価をより早期に受領する機会を提供するとともに、その後に予定している本株式交換により電通株式の交付を受ける機会を提供することで、当社の株主の皆様はその受領する対価の内容及び時期について選択する機会を提供することができるものと考え、本公開買付けに賛同することといたしました。

(3) 本公開買付けに関する意見の根拠

①算定の基礎

本公開買付け価格 42,500 円は、平成 21 年 1 月 29 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の普通取引終値の単純平均値 18,227 円（小数点以下四捨五入）に対して 133.17%（小数点以下第三位四捨五入）、平成 21 年 1 月 29 日の終値 16,820 円に対して 152.68%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

当社取締役会は、電通及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJ証券株式会社（以下「三菱UFJ証券」といいます。）に対し、当社の普通株式に係る価値評価分析を依頼しました。

第三者算定機関である三菱UFJ証券は、当社の価値評価分析にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社から事業の現状及び将来の利益計画等について資料を取得して説明を受けました（なお、当該利益計画の詳細につきましては平成 21 年 1 月 30 日に当社が公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。）。そして、三菱UFJ証券は、それらの情報を踏まえて当社の株式価値評価分析を実施し、平成 21 年 1 月 28 日に予備的価値評価分析を提出いたしました。

三菱UFJ証券が当社の普通株式の価値分析に用いた手法は、市場株価分析、類似会社比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）であり、それぞれの手法を用いて分析された普通株式 1 株当たりの価値の範囲は以下の通りです。

市場株価分析： 18,058 円から 18,447 円

株価採用期間		1 株当たり株式価値
直近 1 週間平均	平成 21 年 1 月 19 日～ 平成 21 年 1 月 23 日	18,058 円
直近 1 ヶ月平均	平成 20 年 12 月 24 日～ 平成 21 年 1 月 23 日	18,447 円
業績修正公表後平均 (注)	平成 20 年 10 月 27 日～ 平成 21 年 1 月 23 日	18,203 円
分析結果		18,058 円～18,447 円

(注) 業績修正とは、平成 20 年 10 月 24 日に当社が公表した「特別損失の発生と業績及び配当予想の修正について」をいいます。

類似会社比較分析： 11,600 円から 16,379 円

D C F 分析： 34,954 円から 46,033 円

また、本公開買付けの対象である本新株予約権 1 個当たりの買付価格については、1 円と決定されております。これは、本新株予約権は、当社の取締役、監査役又は従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、行使の条件として、本新株予約権者が権利の行使時において当社の取締役、監査役又は従業員等の地位を有していることが必要とされているため、電通は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これらを行使することはできないと解し、本新株予約権 1 個当たりの買付価格を 1 円と決定したものです。

②算定の経緯（公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を含む。）

当社の取締役会は、電通が当社の親会社であることに鑑み、リーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所からの法的助言を受け、平成 21 年 1 月 14 日、本公開買付け及び本株式交換その他の手法による当社の完全子会社化（以下「本株式交換等」といいます。）に係る当社の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、電通及び当社から独立した外部のメンバーによって構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会から得られる答申を最大限尊重することとした上で、第三者委員会に対し、当社の取締役会が行うべきと考えられる本公開買付けに係る意見表明の方針についての答申を当社の取締役会に対して提出することを要請する旨の決議を行いました。具体的には、第三者委員会に対して、①本公開買付け及び本株式交換等により当社の企業価値が向上するか、②公開買付価格の公正性が確保されているか、③公正な手続を通じて株主の利益に配慮されているか、について諮問しました。なお、第三者委員会の委員としては、電通及び当社から独立性のある、弁護士である須藤英章氏、税理士である宮城一浩氏及び株

式会社エル・ビー・エス代表取締役兼オリンパス株式会社社外取締役である千葉昌信氏の3名を選定しております。

第三者委員会は、第1回目の平成21年1月16日より同年1月28日まで合計3回開催され、当社の外部アドバイザー（リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所、第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJ証券）が出席のもと、上記諮問事項についての審議を慎重に行いました。第三者委員会は、当社、電通の担当役員及び上記外部アドバイザーから、本公開買付け及び本株式交換等の背景、当社の企業価値に与える影響、第三者算定機関の独立性、公開買付け価格算定手法の合理性、分析の前提事実の適正性、利害関係者からの不当な干渉の有無、意見表明の決定プロセスの妥当性、開示の適正性その他本公開買付けに関連する事項についての説明を受け、当社が第三者算定機関である三菱UFJ証券から取得した予備的価値評価分析の算定結果、上記外部アドバイザーから得た助言の内容、その他当社が提出した諸々の資料を検討しました。かかる審議の結果として、第三者委員会は、平成21年1月30日に、①本公開買付け及び本株式交換等により当社の企業価値が向上に資すると判断することは合理的であり、②本公開買付け価格の公正性が確保されていると判断することは合理的であり、③本公開買付けが公正な手続を通じて株主の利益に配慮されていると判断することは合理的である、旨の答申書を当社の取締役会に提出しました。

当社の取締役会は、第三者委員会からの答申を受け、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から助言を得るとともに、第三者算定機関である三菱UFJ証券より提出された予備的価値評価分析（なお、当社は、第三者算定機関その他の評価機関からフェアネスオピニオンの取得は行っておりません。）を踏まえて、当該第三者委員会の答申の内容を最大限尊重しつつ、本公開買付けを含む取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けは、電通とのさらなる連携の強化を通じて得られる相乗効果により当社の経営基盤が強化し、当社の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格その他の諸条件は妥当であり、当社の株主に対して適切な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議をしております。なお、当社の取締役のうち、遠谷信幸氏は、電通のインタラクティブ・メディア局長としての地位を有し、電通における本公開買付けの検討に不可欠な役割を果たす者であることから、必要限度で電通の立場において当社との協議・交渉にも参加していることに鑑み、利益相反回避の観点から、上記の取締役会における審議及び決議には参加していません。また、当社のその他の取締役のうち、森岡泰郎、田中芳樹及び杉本品の各氏は電通の従業員としての地位を、また、同じく電通の従業員である渡邊竜介氏は電通の子会社である株式会社電通レイザーフィッシュへ出向して同社において代表取締役としての地位をそれぞれ有しているため、利益相反回避の観点から、当社においては、上記の取締役会決議に先立ち、上記の遠谷信幸氏のほかこれらの者をも除く取締役により審議を行い、当該取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議

を行っております。また、上記の森岡泰郎、田中芳樹、杉本品及び渡邊竜介の各氏は、本公開買付けに関し、電通の立場において当社との協議・交渉に参加しておらず、さらに、本公開買付けに関し当社の取締役として行う職務の執行（上記の取締役会決議を含む。）が電通従業員の立場を離れて各氏の裁量・責任で行われるものであるとの理解の下、当該職務執行の内容について、電通従業員として電通から責任追及その他一切の不利益を受けない旨の書面による確約を電通から得ております。

また、電通は、本公開買付けの買付け等の期間を、比較的長期である 30 営業日に設定することにより、当社株式について、株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、他の買付者による買付けの機会を確保しております。また、電通と当社との間で、当社株式の買付けについて、他の買付者による買付けの出現及び実行を阻害するような合意は存在しておりません。このように、第三者からの買付けの機会を確保することにより、本公開買付け価格の適正性を客観的にも担保しております。

③算定機関との関係

三菱UFJ証券は、当社及び電通の関連当事者には該当いたしません。

(4) 本公開買付け後の完全子会社化（いわゆる二段階買収に関する事項）

電通は、上記の通り、当社を完全子会社とすることを目的として、当社の発行済株式のすべての取得を目指した本公開買付けを実施します。また、本公開買付けにおいて当社の発行済株式のすべてを取得できなかった場合には、本株式交換を実施する予定です。本株式交換により、本公開買付けに応募されなかった当社株式（但し、電通が保有する当社株式を除きます。）はすべて電通株式と交換され、電通株式1株以上を割り当てられた当社の株主は、電通の株主となります。なお、本株式交換は、会社法第784条第1項に基づく略式株式交換として、株式交換契約の承認につき当社の株主総会決議を経ないで行う可能性があります。

本株式交換の実施及び内容は、平成21年5月頃を目処に決定する予定です。本株式交換における株式交換比率は、当社と電通それぞれの株主の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に当社と電通が協議の上で決定いたしますが、現時点では、本株式交換により当社の株主が受け取る対価（電通株式。但し、電通株式の1株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数売却代金が交付されます。）の経済的価値は、本公開買付けの買付価格及び電通株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案して、本公開買付けの買付価格と同等のものとなるよう決定することを予定しております。なお、当該対価の経済的価値は、本公開買付けと本株式交換の時期の違い、当社及び電通の業績の変動、電通株式の市場株価の変動その他の要因によって影響を受ける可能性があります。

なお、本株式交換に際しては、完全子会社となる当社の株主は、会社法の手続に従い、当社に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、当社

の業績の変動、当社株式の市場株価及び株式相場の変動並びに裁判所の判断等により、本公開買付けの買付価格又は本株式交換により当社の株主が受け取る対価の経済的価値と異なる可能性があります。

また、本公開買付けが成立したものの本新株予約権の全てを取得できなかった場合における本新株予約権の取り扱いについては未定です。

なお、本プレスリリースは、本株式交換を承認する株主総会を開催する場合における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

本株式交換に伴い当社又は電通が受ける法律上・税務上の影響、本株式交換に関連する法律・税務・制度等の改正や当局の解釈等の状況、本公開買付け後の電通の株式所有割合、電通以外の当社の株主による当社株式の保有状況、当社及び電通の業績の変動や株式市場の影響等によっては、本株式交換の実施の有無、時期若しくは条件又は完全子会社化の方法に変更が生ずる可能性があります。本株式交換の内容又は完全子会社化の方法に変更があった場合の変更の内容については、電通と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由

当社の普通株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場していますが、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、流動性等に係る東京証券取引所の定めるマザーズの上場廃止基準に従い、本公開買付けの完了をもって、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点では同基準に該当しない場合でも、本株式交換により当社が電通の完全子会社となることが予定されておりますので、その場合には当社株式は上場廃止となります。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所マザーズ市場において売買することができなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

(7) その他

当社は、平成 21 年 1 月 30 日の取締役会において平成 21 年 3 月期の連結業績予想の修正と 5 ヵ年事業計画を決議しております。なお、詳細につきましては、当社が同日に公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

また、電通は本公開買付けの後、本株式交換の実施を予定しているところ、公開買付価格の決定時と株式交換比率の決定時の間に配当の基準日である本決算期末（平成

21年3月末日)を挟むため、平成21年3月末日を基準日として配当を支払った場合には、本公開買付けに応募する株主の皆様とこれに応募しない株主の皆様との間に経済的効果の差異が生じる可能性があることから、平成21年1月30日の取締役会において、平成21年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対する剰余金の配当を行わないことを決議しております。なお、詳細につきましては、当社が同日に公表した「平成21年3月期 配当予想の修正について」をご参照ください。

さらに、当社は、平成21年1月30日の取締役会において、連結子会社2社の株式を売却することを決議しております。なお、詳細につきましては、当社が同日に公表した「連結子会社2社の株式売却に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、上記3点につきましては、株主の皆様への適切な情報開示の観点から公平性を期し、相互に関連する情報を部分的に開示することで株式市場に不適切な影響を及ぼすことを避けるために、同時に決議し発表するものです。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 公開買付者による買付け等の概要

電通が本日公表した添付資料（「株式会社サイバー・コミュニケーションズの株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）をご参照ください。

以上

各 位

会 社 名：株式会社電通
（コード：4324 東証第1部）
代表者名：代表取締役社長 高嶋 達佳
問合せ先：広報室室長 小林 光二
（TEL：03-6216-8041）

株式会社サイバー・コミュニケーションズの株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社電通（以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成20年1月30日開催の取締役会において、下記のとおり株式会社サイバー・コミュニケーションズ（コード番号：4788 東証マザーズ、以下、「対象者」といいます。）の株券等を公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

（1）本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の普通株式（以下、「対象者株式」といいます。）244,800株（平成20年9月30日現在の対象者が保有する自己株式を除く発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下、「所有株式数割合」といいます。）47.49%）を保有し、対象者を連結子会社としておりますが、このたび対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式のすべて（ただし、当社が保有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした本公開買付けを実施いたします。なお、対象者は平成21年1月30日開催の取締役会において本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行っております。

（2）本公開買付けの背景及び経緯

平成8年に当社とソフトバンク株式会社の合併により設立された対象者は、メディアレップ、すなわちインターネットメディアにとっては広告枠を販売する営業組織として、広告会社及び広告主にとっては広告枠を購入する仕入れ組織として、両者を結びつける役割を果たしてきました。対象者は当社との緊密な取引関係を維持しつつも独自に成長機会を追求し、インターネットメディア及びモバイルメディアの広告枠の取扱いや、幅広い代理店との取引等の点で業界をリードする企業のひとつとして現在に至っております。同時に、対象者はメディアプランニング、広告配信技術の提供、広告クリエイティブの制作、ECソリューションの提供等、インターネット広告市場の黎明期より業界全体の発展に尽くし、これまで同市場の拡大に貢献してきました。

周知のとおり、インターネットを駆使した広告手法の高度化や効率化等は急速に進んでおり、生活者と企業、さらには生活者同士を結ぶ多くの新しいマーケティング・アプローチが生み出されています。インターネットは、テレビCMからキャンペーンサイトへの誘導、新聞や雑誌とEコマースの連動、イベントの認知又は集客のための活用等、他の様々な広告メディアと組み合わせられるクロスメ

ディア・マーケティングの中心に据えられ、企業のマーケティング活動におけるその重要性を急速に高めております。

世界的な金融危機の影響を受け、経済全体として短・中期的に厳しい景況が見込まれる現在、広告市場もその影響を免れることは困難ですが、上述のようなインターネットやデジタル技術を活用したマーケティング・コミュニケーションへの社会的な関心やニーズは着実に高まっており、国内外企業によるサービス・技術開発を巡る競争の激化と相俟って、当社グループもデジタル事業領域の基盤強化を、一段と加速して進めていく必要があります。

このような状況の下、対象者は従来から取り組んできたメディアレップ事業を事業の中核に据えながら、高度なテクノロジーを基盤に、インターネット広告に関わるあらゆるサービスをワンストップで提供する「トータル・インタラクティブ・マーケティング・サービス・カンパニー」を目指し、さらにはインターネットの枠を超えた新しい時代のマルチプラットフォームでのマーケティング・サービスを創造することを経営方針に掲げております。

すなわち、①世界初の「本格的アドマーケットプレイス」の提供企業となることを目指し、最先端のアドテクノロジー（広告技術）と広告キャンペーンデータ・ノウハウを駆使した「アドマーケットプレイス」を通じて、最適なメディアプランニングと効率的な広告取引プラットフォームを提供する。また、そこに必要なあらゆる機能を先んじて提供し、業界スタンダードとしての地位を早期に確立する、②グローバルレベルで最先端の「アドテクノロジー」を提供する企業を目指し、先進的アドテクノロジーを装備し、いかなる環境変化にも対応可能な「トータル・インタラクティブ・サービス・カンパニー」となる、③「アドマーケットプレイス」の成功に向けて「先端知の創造と共有集団」を目指し、グループ社員全員が最高度の情報感度と創造力を発揮するとともに、各人が得た先端知を共有化して企業価値の増大に結びつける、という三点を対象者グループの基本理念として掲げております。そしてインターネットメディアを中心としたコミュニケーション・サービスの社会的重要性がますます高まる中、クライアントが求めるあらゆるマーケティング・ニーズに対応し、より充実したサービスの提供を目指していくこととしております。

他方、当社及び当社グループの今後の成長戦略を考える上でも、インターネットを中心とするデジタル事業領域の重要性は近年急速に高まっており、現在では当社グループの今後の成長の基軸となる中核的事業のひとつであると認識しております。当該事業領域における技術、社会及び競争環境の変化は急激であり、当社グループがこれらの変化に迅速に対応しながら、中長期的な展望をもって競争力の強化と事業基盤の確立を進めていくには、当社グループ各社が持てる資源と能力を結集してシナジーの最大化を着実かつ迅速に進めていく必要があります。当社としては、かかるグループとしての総合力強化にあたり、高い専門性が求められるデジタル事業領域でのコミュニケーション・デザインの能力、クロスメディア視点での総合的な提案力と営業力、新しいコミュニケーション事業やテクノロジーの開発力を強化することが特に重要な課題であると認識しております。

この点、対象者が長きにわたって蓄積したインターネット広告に関する知見、プランニング能力、先端的アドテクノロジー及びデジタル事業開発力は今後の当社グループ全体の成長を目指すにあたって欠くことのできない重要な資源であり、これらを当社が提供する総合的なコミュニケーション・サービスと有機的に組み合わせることで、メディアとクライアントの双方の課題解決に向け、より効果的かつ創造的なソリューションの提案とデジタル領域での新収益獲得に向けた事業推進体制を整えることができると考えております。しかし、デジタル事業領域は成長領域である反面、当該事業領域における競争は広告業界のみならず異業種からの参入も含めて一段と激しくなるものと予想されます。これに備えるために、今後対象者を含めた当社グループで、デジタル事業領域におけるテクノロジー開発やプラットフォーム事業の展開等、中長期的視点から競争力を強化し、企業価値の増大に資する施策を積極的に行っていく必要があります。これら施策は一面で短期的には必ずしも対象者に利益をもたらさない可能性もあります。すなわち、上場企業として重視すべき各期利益の最大化という課題と当社グループのデジタル事業領域の中核企業として求められる中長期的競争力の強化という課題は、ときとして両立困難となる可能性もあり、今般、当社グループのデジタル事業領域における体制再編を円滑かつ迅速に実行するためにも、当社による対象者の完全子会社化が必要であると考え、本

公開買付けの実施を決定するに至りました。

一方、対象者の見地からも、インターネット広告を巡る技術及びビジネス・モデルの変化が急激に進行する現在、一段の人的・物的投資を継続的に行って取引先へのサービスレベルの向上を図り、持続的な成長を維持していくことが必要であると考えられます。当社の完全子会社となることにより、対象者が自社の経営資源のみならず、親会社である当社及び当社グループ各社の有する人的・物的、そして知的資源及びメディア等との強い関係・ネットワークを有効かつ十分に活用できる体制を実現することは、対象者の従前からの競争力を一層強化するとともに、対象者の事業構造をより柔軟かつ広範なものとし、現在の取引先へのサービスレベルを格段に向上させるとともに、新技術を活用したデジタルメディア事業等への本格的な参入等を通じて、さらなる対象者の成長と企業価値の増大を促すものと考えております。

以上のような認識に基づき、当社は昨年12月から対象者の完全子会社化の可能性について検討を開始し、対象者代表執行役社長澤秀行氏に本公開買付け等による対象者の完全子会社化の意向を申し入れました。かかる申入れを受けて、本公開買付けに関する交渉を対象者との間で行って、当社は本年1月30日開催の取締役会において本公開買付けの実施について決定したものであります。

(3) 本公開買付け実施後の経営方針等

当社は、本公開買付けにおいて、対象者が保有する自己株式を除く対象者の発行済株式のすべてを取得できなかった場合には、以下に記載の通り、株式交換を実施して対象者を当社の完全子会社とする予定であります。

その上で、上述のように当社及び当社グループ各社の有する人的・物的及び知的資源と対象者の有する経営資源を適切に配分し、デジタル事業領域における当社グループの収益最大化に向けた営業力の強化と、中長期的な競争力・成長力を最大限に発揮できる組織・体制の検討を行って速やかに実施に移していく予定ですが、現時点では対象者を完全子会社化した後の具体的な再編の規模及び形態は未定であり、今後決定次第、順次発表してまいります。

(4) 本公開買付け後の完全子会社化（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記の通り、対象者を完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式のすべて（ただし、当社が既に保有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）の取得を目指した本公開買付けを実施します。また、本公開買付けにおいて対象者の発行済株式のすべてを取得できなかった場合には、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施する予定です。本株式交換により、本公開買付けに応募されなかった対象者株式（ただし、当社が保有する対象者株式を除きます。）はすべて当社株式と交換され、当社株式1株以上を割り当てられた対象者の株主は、当社の株主となります。なお、本株式交換は、会社法第784条第1項に基づく略式株式交換として、株式交換契約の承認につき対象者の株主総会決議を経ないで行う可能性があります。

本株式交換の実施及び内容は、平成21年5月頃を目処に決定する予定です。本株式交換における株式交換比率は、当社と対象者それぞれの株主の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に当社と対象者が協議の上で決定いたしますが、現時点では、本株式交換により対象者の株主が受け取る対価（当社株式。ただし、当社株式の1株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数売却代金が交付されます。）の経済的価値は、本公開買付けの買付価格及び当社株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案して、本公開買付けの買付価格と同等のものとなるよう決定することを予定しております。なお、当該対価の経済的価値は、本公開買付けと本株式交換の時期の違い、当社及び対象者の業績の変動、当社株式の市場株価の変動その他の要因によって、影響を受ける可能性があります。本公開買付けは、対象者の株主に対し、公開買付けを経ることなく株式交換を実施する場合に比べて、金銭による対価をより早期に受領する機会を提供するとともに、その後に予定している本株式交換により当社株式の交付を受ける機会を提供することで、対象者の株主にその受領する対価の内容及び時期について選択する機会を提供することができることを勘案し、実施することといたしました。

なお、本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主は、会社法の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、対象者の業績の変動、対象者株式の市場株価及び株式相場の変動並びに裁判所の判断等により、本公開買付けの買付価格又は本株式交換により対象者の株主が受け取る対価の経済的価値と異なる可能性があります。

本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

本株式交換に伴い当社又は対象者が受ける法律上・税務上の影響、本株式交換に関連する法律・税務・制度等の改正や当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の株式所有割合、当社以外を対象者の株主による対象者株式の保有状況、当社及び対象者の業績の変動や株式市場の影響等によっては、本株式交換の実施の有無、時期若しくは条件又は完全子会社化の方法に変更が生ずる可能性があります。本株式交換の内容又は完全子会社化の方法に変更があった場合の変更の内容については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は流動性等に係る東京証券取引所の定めるマザーズの上場廃止基準に従い、本公開買付けの完了をもって、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点では同基準に該当しない場合でも、本株式交換により対象者が当社の完全子会社となることが予定されておりますので、その場合には対象者株式は上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所マザーズ市場において売買することができなくなります。

(6) 上場廃止を目的とする理由

当社は、対象者を完全子会社化することを通じて、当社グループのデジタル事業領域における体制再編を円滑かつ迅速に実行するため、本公開買付けの実施を決定することといたしました。すなわち、当社による本公開買付けの実施及び本株式交換を通じた対象者の完全子会社化は、従前にも増してデジタル事業領域において当社と対象者の経営資源をより緊密に連携させ、コミュニケーション・デザインの能力、クロスメディア視点での総合的な提案力と営業力、新しいコミュニケーション事業やテクノロジーの開発力を強化することで、グループ全体における相乗効果を最大限に発揮し、収益基盤を強化することを目的とするものであり、当該完全子会社化実施により、当社及び対象者の株主の利益に資するものと考えております。

(7) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下、「野村証券」といいます。）より株式価値算定書を取得し、参考としております。本公開買付価格である1株当たり42,500円は、かかる野村証券による株式価値算定書を参考にしながら、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、決定したものです。

なお、本公開買付価格42,500円は、東京証券取引所マザーズ市場における平成21年1月29日までの過去1ヵ月間の対象者株式の普通取引終値の単純平均値18,227円（小数点以下四捨五入）に対して133.17%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年1月29日までの過去3ヵ月間の対象者株式の普通取引終値の単純平均値18,129円（小数点以下四捨五入）に対して134.43%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年1月29日の対象者株式の普通取引終値16,820円に対して152.68%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

また、対象者の取締役会は、当社が対象者の親会社であることに鑑み、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所（以下、「TMI」といいます。）からの法的助言を受け、平成21年1

月14日、本公開買付け及び本株式交換その他の手法による対象者の完全子会社化（以下、「本株式交換等」といいます。）に係る対象者の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、公開買付者及び対象者から独立した外部のメンバーによって構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会から得られる答申を最大限尊重することとした上で、第三者委員会に対し、対象者の取締役会が行うべきと考えられる本公開買付けに係る意見表明の方針についての答申を対象者の取締役会に対して提出することを要請する旨の決議を行いました。具体的には、第三者委員会に対して、①本公開買付け及び本株式交換等により対象者の企業価値が向上するか否か、②公開買付価格の公正性が確保されているか、③公正な手続を通じて株主の利益に配慮しているか、について諮問しました。なお、第三者委員会の委員としては、公開買付者及び対象者から独立性のある、弁護士である須藤英章氏、税理士である宮城一浩氏及び株式会社エル・ビー・エス代表取締役兼オリンパス株式会社社外取締役である千葉昌信氏の3名を選定しております。

第三者委員会は、第1回目の平成21年1月16日より同年1月28日まで合計3回開催され、対象者の外部アドバイザー（リーガル・アドバイザーであるTMI、第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJ証券株式会社（以下、「三菱UFJ証券」といいます。））が出席のもと、上記諮問事項についての審議を慎重に行いました。第三者委員会は、対象者、公開買付者の担当役員及び上記外部アドバイザーから、本公開買付け及び本株式交換等の背景、対象者の企業価値に与える影響、第三者算定機関の独立性、公開買付価格算定手法の合理性、分析の前提事実の適正性、利害関係者からの不当な干渉の有無、意見表明の決定プロセスの妥当性、開示の適正性その他本公開買付けに関連する事項についての説明を受け、対象者が第三者算定機関である三菱UFJ証券から取得した予備的価値評価分析の算定結果、上記外部アドバイザーから得た助言の内容、その他対象者が提出した諸々の資料を検討しました。かかる審議の結果として、第三者委員会は、平成21年1月30日に、①本公開買付け及び本株式交換等が対象者の企業価値向上に資すると判断することは合理的であり、②本公開買付価格の公正性が確保されていると判断することは合理的であり、③本公開買付けが公正な手続を通じて株主の利益に配慮していると判断することは合理的である、旨の答申書を対象者の取締役会に提出しました。

対象者の取締役会は、第三者委員会からの答申を受け、リーガル・アドバイザーであるTMIから助言を得るとともに、第三者算定機関である三菱UFJ証券より提出された予備的価値評価分析（なお、対象者は、第三者算定機関その他の評価機関からフェアネスオピニオンの取得は行っておりません。）を踏まえて、当該第三者委員会の答申の内容を最大限尊重しつつ、本公開買付けを含む取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けは、公開買付者とのさらなる連携の強化を通じて得られる相乗効果により対象者の経営基盤を強化し、対象者の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格その他の諸条件は妥当であり、対象者の株主に対して適切な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議をしております。なお、対象者の取締役のうち、遠谷信幸氏は、当社のインタラクティブ・メディア局長としての地位を有し、当社における本公開買付けの検討に不可欠な役割を果たす者であることから、必要な限度で当社の立場において対象者との協議・交渉にも参加していることに鑑み、利益相反回避の観点から、上記の取締役会における審議及び決議には参加していません。また、対象者のその他の取締役のうち、森岡泰郎、田中芳樹及び杉本品の各氏は当社の従業員としての地位を、また、同じく当社の従業員である渡邊竜介氏は当社の子会社である株式会社電通レイザーフィッシュへ出向して同社において代表取締役としての地位をそれぞれ有しているため、利益相反回避の観点から、対象者においては、上記の取締役会決議に先立ち、上記の遠谷信幸氏のほかこれらの者を除く取締役により審議を行い、当該取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行っております。また、上記の森岡泰郎、田中芳樹、杉本品及び渡邊竜介の各氏は、本公開買付けに関し、当社の立場において対象者との協議・交渉に参加しておらず、さらに、本公開買付けに関し対象者の取締役として行う職務の執行（上記の取締役会の審議及び決議を含む。）が当社従業員の立場を離れて各氏の裁量・責任で行われるものであるとの理解の下、当該職務執行の内容について、当社従業員として当社から責任追及その他一切の不利益を

受けない旨の書面による確約を当社から得ております。

- (8) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	株式会社サイバー・コミュニケーションズ																					
② 事業内容	インターネット広告事業																					
③ 設立年月日	平成8年6月5日																					
④ 本店所在地	東京都港区東新橋二丁目14番1号																					
⑤ 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 長澤 秀行																					
⑥ 資本金	2,387,965千円(平成20年12月31日現在)																					
⑦ 大株主及び持株比率 (平成20年9月30日現在)	<table border="0"> <tr> <td>株式会社電通</td> <td>47.49%</td> </tr> <tr> <td>指定単受託者 中央三井アセット信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)</td> <td>3.30%</td> </tr> <tr> <td>日本テレビ放送網株式会社</td> <td>0.85%</td> </tr> <tr> <td>株式会社テレビ朝日</td> <td>0.85%</td> </tr> <tr> <td>株式会社東京放送</td> <td>0.85%</td> </tr> <tr> <td>トランス・コスモス株式会社</td> <td>0.85%</td> </tr> <tr> <td>株式会社フジテレビジョン</td> <td>0.85%</td> </tr> <tr> <td>パークレイズ・キャピタル証券株式会社</td> <td>0.64%</td> </tr> <tr> <td>野村証券株式会社</td> <td>0.60%</td> </tr> <tr> <td>大和証券株式会社</td> <td>0.56%</td> </tr> </table>		株式会社電通	47.49%	指定単受託者 中央三井アセット信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	3.30%	日本テレビ放送網株式会社	0.85%	株式会社テレビ朝日	0.85%	株式会社東京放送	0.85%	トランス・コスモス株式会社	0.85%	株式会社フジテレビジョン	0.85%	パークレイズ・キャピタル証券株式会社	0.64%	野村証券株式会社	0.60%	大和証券株式会社	0.56%
株式会社電通	47.49%																					
指定単受託者 中央三井アセット信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	3.30%																					
日本テレビ放送網株式会社	0.85%																					
株式会社テレビ朝日	0.85%																					
株式会社東京放送	0.85%																					
トランス・コスモス株式会社	0.85%																					
株式会社フジテレビジョン	0.85%																					
パークレイズ・キャピタル証券株式会社	0.64%																					
野村証券株式会社	0.60%																					
大和証券株式会社	0.56%																					
⑧ 買付者と対象者の 関係等	資本関係	当社は対象者の普通株式 244,800 株 (所有株式数割合 47.49%) を保有し、対象者を連結子会社としております。																				
	人的関係	当社より対象者へ社外取締役5名を派遣しております。																				
	取引関係	当社は対象者からの広告枠の仕入れ及び対象者に対する広告関連業務の委託等を行っております。																				
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。																				

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成21年2月2日(月曜日)から平成21年3月16日(月曜日)まで(30営業日)(以下、「公開買付け期間」といいます。)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

対象者株式1株につき 42,500円

新株予約権等

- ①平成12年6月27日開催の対象者株主総会の決議に基づき発行された新株引受権（以下、「第1回新株引受権」といいます。）1個につき 1円
- ②平成13年6月27日開催の対象者株主総会の決議に基づき発行された新株引受権（以下、「第2回新株引受権」といいます。）1個につき 1円
- ③平成15年6月20日開催の対象者株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下、「第1回新株予約権」といいます。）1個につき 1円
- ④平成16年6月28日開催の対象者株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下、「第2回新株予約権」といいます。）1個につき 1円
- ⑤平成17年6月28日開催の対象者株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下、「第3回新株予約権」といいます。）1個につき 1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(1) 対象者株式

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券より株式価値算定書を取得し、参考としております。

株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下の通りです。

(i) 市場株価平均法： 16,820円から18,227円

株価採用期間		1株当たり株式価値
算定基準日終値	平成21年1月29日	16,820円
直近1ヵ月平均	平成20年12月30日～ 平成21年1月29日	18,227円
直近の重要事実公表日以降58営業日平均（注）	平成20年10月31日～ 平成21年1月29日	18,169円
算定結果		16,820円から18,227円

(注) 直近の重要事実とは、平成20年10月30日に対象者より公表された「平成21年3月期 第2四半期決算短信」を指しております。

(ii) 類似会社比較法： 3,992円から15,440円

(iii) DCF法： 30,725円から49,152円

- (i) 市場株価平均法では、対象者の算定基準日を平成21年1月29日として、株価及び取引量を観測して直近1ヵ月平均、直近の重要事実公表日以降58営業日平均及び算定基準日終値を元に株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が16,820円から18,227円と算定されております。
- (ii) 類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手がける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が3,992円から15,440円と算定されております。
- (iii) DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成21年3月期以降平成26年3月期までの対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引い

て企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が30,725円から49,152円と算定されております。

本公開買付価格である1株当たり42,500円は、かかる野村証券による株式価値算定書を参考にしながら、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、決定したものです。

なお、本公開買付価格42,500円は、東京証券取引所マザーズ市場における平成21年1月29日までの過去1ヵ月間の対象者株式の普通取引終値の単純平均値18,227円（小数点以下四捨五入）に対して133.17%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年1月29日までの過去3ヵ月間の対象者株式の普通取引終値の単純平均値18,129円（小数点以下四捨五入）に対して134.43%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年1月29日の対象者株式の普通取引終値16,820円に対して152.68%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

(2) 新株予約権等

平成21年1月30日現在において、第1回新株引受権、第2回新株引受権、第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権について、1株当たりの行使価格はそれぞれ27,500円、211,595円、60,500円、113,048円及び242,005円であり、第1回新株引受権を除き、いずれも本公開買付価格42,500円を上回っております。

また、第1回新株引受権及び第2回新株引受権は、対象者の取締役、監査役又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、新株引受権の行使の条件として、新株引受権者は、権利の行使時において対象者の取締役、監査役又は従業員の地位を有していることが必要とされており、また、第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権は、対象者の取締役、執行役、監査役、顧問、従業員又は社外協力者に対するストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は、権利の行使時において対象者又は対象者の関係会社の取締役、執行役、監査役、顧問、社外協力者若しくは従業員等、一定の地位を有していることが必要とされております。そのため、公開買付者は、本公開買付けにより、当該新株引受権及び新株予約権を買付けたとしても、これらを行使することはできないと解されることから、上記の通り、対象者の新株引受権及び新株予約権の買付価格を1円とすることを平成21年1月30日に決定いたしました。

② 算定の経緯

(1) 対象者株式

対象者が長きにわたって蓄積したインターネット広告に関する知見、プランニング能力、先端的アドテクノロジー及びデジタル事業開発力は今後の当社グループ全体の成長を目指すにあたって欠くことのできない重要な資源であり、これらを当社が提供する総合的なコミュニケーション・サービスと有機的に組み合わせることで、メディアとクライアントの双方の課題解決に向け、より効果的かつ創造的なソリューションの提案とデジタル領域での新収益獲得に向けた事業推進体制を整えることができると考えております。しかし、デジタル事業領域は成長領域である反面、当該事業領域における競争は広告業界のみならず異業種からの参入も含めて一段と激しくなるものと予想されます。これに備えるために、今後対象者を含めた当社グループで、デジタル事業領域におけるテクノロジー開発やプラットフォーム事業の展開等、中長期的視点から競争力を強化し、企業価値の増大に資する施策を積極的に行っていく必要があります。これら施策は一面で短期的には必ずしも対象者に利益をもたらさない可能性もあります。すなわち、上場企業として重視すべき各期利益の最大化という課題と当社グループのデジタル事業領域の中核企業として求められる中長期的競争力の強化という課題は、ときとして両立困難となる可能性もあり、今般、当社グループのデジタル事業領域における体制再編を円滑かつ迅速に実行するためにも、当社による対象者の完全子会社化が必要であると考え、本公開買付けの実施を決定するに至りました。

一方、対象者の見地からも、インターネット広告を巡る技術及びビジネス・モデルの変化が急激に進行する現在、一段の人的・物的投資を継続的に行って取引先へのサービスレベルの向上を図り、持続的な成長を維持していくことが必要であると考えられます。当社の完全子会社となることにより、対象者が自社の経営資源のみならず、親会社である当社及び当社グループ各社の有する人的・物的、そして知的資源及びメディア等との強い関係・ネットワークを有効かつ十分に活用できる体制を実現することは、対象者の従前からの競争力を一層強化するとともに、対象者の事業構造をより柔軟かつ広範なものとし、現在の取引先へのサービスレベルを格段に向上させるとともに、新技術を活用したデジタルメディア事業等への本格的な参入等を通じて、さらなる対象者の成長と企業価値の増大を促すものと考えております。

以上のような認識に基づき、当社は昨年12月から対象者の完全子会社化の可能性について検討を開始し、対象者代表執行役社長長澤秀行氏に本公開買付け等による対象者の完全子会社化の意向を申し入れました。かかる申し入れを受けて、本公開買付けに関する交渉を対象者との間で行って、当社は本年1月30日開催の取締役会において本公開買付けの実施について決定したものであります。

公開買付価格については、上記の対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、以下の経緯を経て決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本公開買付価格を決定するにあたり、野村證券より株式価値算定書を平成21年1月30日に取得しております。なお、野村證券からは本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。また、野村證券は、当社から独立した算定機関であり、当社の関連当事者には該当しません。

(ii) 意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下の通りです。

市場株価平均法：	16,820円から18,227円
類似会社比較法：	3,992円から15,440円
DCF法：	30,725円から49,152円

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、株式価値算定書の各手法の算定結果を慎重に比較検討し、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本公開買付価格を1株当たり42,500円とすることを平成21年1月30日に決定いたしました。

(iv) 買付価格の公正性を担保するためのその他の措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券より株式価値算定書を取得し、参考としております。本公開買付価格42,500円は、かかる野村證券による株式価値算定書を参考にしながら、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、決定したものです。

なお、本公開買付価格42,500円は、東京証券取引所マザーズ市場における平成21年1月29日までの過去1ヵ月間の対象者株式の普通取引終値の単純平均値18,227円（小数点以下四捨五入）に対して133.17%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年1月29日までの過去3ヶ月間の対象者株式の普通取引終値の単純平均値18,129円（小数点以下四捨五入）に対して134.43%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年1月29日の対象者株式の普通取引終値

16,820円に対して152.68%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

また、対象者の取締役会は、当社が対象者の親会社であることに鑑み、リーガル・アドバイザーであるTMIからの法的助言を受け、平成21年1月14日、本公開買付け及び本株式交換等に係る対象者の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、公開買付者及び対象者から独立した外部のメンバーによって構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会から得られる答申を最大限尊重することとした上で、第三者委員会に対し、対象者の取締役会が行うべきと考えられる本公開買付けに係る意見表明の方針についての答申を対象者の取締役会に対して提出することを要請する旨の決議を行いました。具体的には、第三者委員会に対して、①本公開買付け及び本株式交換等により対象者の企業価値が向上するか否か、②公開買付価格の公正性が確保されているか、③公正な手続を通じて株主の利益に配慮しているか、について諮問しました。なお、第三者委員会の委員としては、公開買付者及び対象者から独立性のある、弁護士である須藤英章氏、税理士である宮城一浩氏及び株式会社エル・ビー・エス代表取締役兼オリンパス株式会社社外取締役である千葉昌信氏の3名を選定しております。

第三者委員会は、第1回目の平成21年1月16日より同年1月28日まで合計3回開催され、対象者の外部アドバイザー（リーガル・アドバイザーであるTMI、第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJ証券）が出席のもと、上記諮問事項についての審議を慎重に行いました。第三者委員会は、対象者、公開買付者の担当役職員及び上記外部アドバイザーから、本公開買付け及び本株式交換等の背景、対象者の企業価値に与える影響、第三者算定機関の独立性、公開買付価格算定手法の合理性、分析の前提事実の適正性、利害関係者からの不当な干渉の有無、意見表明の決定プロセスの妥当性、開示の適正性その他本公開買付けに関連する事項についての説明を受け、対象者が第三者算定機関である三菱UFJ証券から取得した予備的価値評価分析の算定結果、上記外部アドバイザーから得た助言の内容、その他対象者が提出した諸々の資料を検討しました。かかる審議の結果として、第三者委員会は、平成21年1月30日に、①本公開買付け及び本株式交換等が対象者の企業価値向上に資すると判断することは合理的であり、②本公開買付価格の公正性が確保されていると判断することは合理的であり、③本公開買付けが公正な手続を通じて株主の利益に配慮していると判断することは合理的である、旨の答申書を対象者の取締役会に提出しました。

対象者の取締役会は、第三者委員会からの答申を受け、リーガル・アドバイザーであるTMIから助言を得るとともに、第三者算定機関である三菱UFJ証券より提出された予備的価値評価分析（なお、対象者は、第三者算定機関その他の評価機関からフェアネスオピニオンの取得は行っておりません。）を踏まえて、当該第三者委員会の答申の内容を最大限尊重しつつ、本公開買付けを含む取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けは、公開買付者とのさらなる連携の強化を通じて得られる相乗効果により対象者の経営基盤を強化し、対象者の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格その他の諸条件は妥当であり、対象者の株主に対して適切な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議をしております。なお、対象者の取締役のうち、遠谷信幸氏は、当社のインタラクティブ・メディア局長としての地位を有し、当社における本公開買付けの検討に不可欠な役割を果たす者であることから、必要な限度で当社の立場において対象者との協議・交渉にも参加していることに鑑み、利益相反回避の観点から、上記の取締役会における審議及び決議には参加していません。また、対象者のその他の取締役のうち、森岡泰郎、田中芳樹及び杉本品の各氏は当社の従業員としての地位を、また、同じく当社の従業員である渡邊竜介氏は当社の子会社である株式会社電通レイザーフィッシュへ出向して同社において代表取締役としての地位をそれぞれ有しているため、利益相反回避の観点から、対象者においては、上記の取締役会決議に先立ち、上記の遠谷信幸氏のほかこれらの者を除く取締役により審議を行い、当該取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行っております。また、上記の森岡泰郎、田中芳樹、杉本品及び渡邊竜介の

各氏は、本公開買付けに関し、当社の立場において対象者との協議・交渉に参加しておらず、さらに、本公開買付けに関し対象者の取締役として行う職務の執行（上記の取締役会の審議及び決議を含む。）が当社従業員の立場を離れて各氏の裁量・責任で行われるものであるとの理解の下、当該職務執行の内容について、当社従業員として当社から責任追及その他一切の不利利益を受けない旨の書面による確約を当社から得ております。

(2) 新株予約権等

平成21年1月30日現在において、第1回新株引受権、第2回新株引受権、第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権について、1株当たりの行使価格はそれぞれ27,500円、211,595円、60,500円、113,048円及び242,005円であり、第1回新株引受権を除き、いずれも本公開買付価格42,500円を上回っております。

また、第1回新株引受権及び第2回新株引受権は、対象者の取締役、監査役又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、新株引受権の行使の条件として、新株引受権者は、権利の行使時において対象者の取締役、監査役又は従業員の地位を有していることが必要とされており、また、第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権は、対象者の取締役、執行役、監査役、顧問、従業員又は社外協力者に対するストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は、権利の行使時において対象者又は対象者の関係会社の取締役、執行役、監査役、顧問、社外協力者若しくは従業員等、一定の地位を有していることが必要とされております。そのため、公開買付者は、本公開買付けにより、当該新株引受権及び新株予約権を買付けたとしても、これらを行使することはできないと解されることから、上記の通り、対象者の新株引受権及び新株予約権の買付価格を1円とすることを平成21年1月30日に決定いたしました。

③ 算定機関との関係

野村證券は、当社又は対象者のいずれの関連当事者にも該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
282,078株	一株	一株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数（買付予定数）の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数として、対象者が平成20年11月13日に提出した第13期第2四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の発行済株式総数（515,458株）に、公開買付期間の末日までに新株引受権又は新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式（平成20年9月30日以降平成21年1月30日までに新株引受権又は新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。）の最大数（11,434株）を加え、平成21年1月30日現在公開買付者が保有する株式数（244,800株）及び平成20年9月30日現在対象者が保有する自己株式数（14株）を控除した株式数（282,078株）を記載しております。

(注4) 公開買付期間末日までに新株引受権又は新株予約権が行使される可能性があります、当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象としております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	244,800個	(買付け等前における株券等所有割合 47.49%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,169個	(買付け等前における株券等所有割合 0.61%)

買付予定の株券等に係る議決権の数	282,078 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	515,444 個	

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計(潜在株券等に係る議決権の数2,897個を含みます。)を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算していません。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成20年11月13日に提出した第13期第2四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、新株引受権又は新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の新株引受権及び新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成20年9月30日以降平成21年1月30日までに新株引受権又は新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の議決権の最大数(11,434個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を526,878個として計算しております。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 11,988,315,000 円

(注) 買付代金には、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合において、買付予定数(282,078株)に1株当たりの買付価格(42,500円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成21年3月24日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株式を他の金融商品取引業者等に振替える場合は、その旨指示してください。)。新株予約権については、新株予約権証券を応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

なお、「株券等」とは、券面が発行されていない場合(いわゆる電子化されている場合)においては、株券等についての権利を指します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

- ① 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付け予定の株券等の数の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

- ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

- ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

- ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の15時30分までに応募の受付を行った公開買付け代理人の本店又は全国各支店に公開買付け応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下、「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

- ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

- ⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買

付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成 21 年 2 月 2 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては、対象者の取締役会の賛同を得ております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 対象者は平成 21 年 1 月 30 日に以下の内容の第 13 期第 3 四半期決算短信を公表しております。

当該公表に基づく第 13 期第 3 四半期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証を行っておりません。

(1) 損益の状況

会計期間	平成 21 年 3 月期 (第 13 期第 3 四半期連結累計期間)
売上高 (千円)	50,562,387
売上原価 (千円)	40,968,437
販売費及び一般管理費 (千円)	9,466,640
営業外収益 (千円)	81,204
営業外費用 (千円)	54,300
四半期純損失 (△) (千円)	△1,225,951

(2) 1 株当たりの状況

会計期間	平成 21 年 3 月期

	(第13期第3四半期連結累計期間)
1株当たり四半期純利益 (円)	△2,378.44
1株当たり配当額 (円)	—
1株当たり純資産額 (円)	11,582.66

- ② 対象者は平成21年1月30日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」において、平成20年10月24日に公表した業績予想を修正した旨、及び平成19年4月に発表した中期経営計画を見直し、5ヵ年事業計画を作成した旨を公表しております。当該公表に基づく対象者の平成21年3月期通期の業績予想及び5ヵ年事業計画の概要は以下のとおりです。

(金額の単位：百万円)

平成21年3月期通期連結業績予想数値の修正（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円
前回発表予想 (A)	70,000	250	280	△1,120
今回発表予想 (B)	69,000	200	240	△1,300
増減額 (B-A)	△1,000	△50	△40	△180
増減率 (%)	△1.4	△20.0	△14.3	—
(ご参考) 前期実績 (平成20年3月期)	51,762	1,048	929	611

(注) 個別業績予想については変更ありません。

5ヵ年事業計画

(単位：百万円)

連結	見通し	計画				
	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
売上	69,000	80,071	91,195	102,243	114,514	128,603
営業利益	200	200	472	1,216	2,230	3,620
当期利益	△1,300	185	348	736	1,252	1,674

- ③ 対象者は平成21年1月30日付プレスリリース「平成21年3月期 配当予想の修正について」において、本公開買付けの買付価格決定時と本株式交換の株式交換比率の決定時の間に配当の基準日（平成21年3月末日）を挟むため、平成21年3月末日を基準日として配当を支払った場合には、公開買付けに応募する株主と応募しない株主との間に経済的価値の差異が生じる可能性があることから、そのような事態を避け公平性を確保するため、平成21年3月期の1株当たりの配当予想を以下の通り修正する旨公表しています。

	1株当たりの配当金		
	第2四半期末	期末	年間
前回発表予想 (平成20年10月24日発表)	—	100円00銭	100円00銭
今回修正予想	—	0円00銭	0円00銭

【ご参考】 前期（平成20年3月期）実績	—	200 円 00 銭	200 円 00 銭
-------------------------	---	------------	------------

- ④ 対象者は平成 21 年 1 月 30 日付プレスリリース「連結子会社 2 社の株式売却に関するお知らせ」において、対象者の連結子会社である株式会社インスタ・コミュニケーションズと株式会社スリーピーの対象者保有株式の全てを併せて、株式会社電通オペレーション開発へ譲渡することを同日付取締役会において決議した旨公表しています。

(注) 上記①乃至④に関する詳細については、対象者の同日付け第 13 期第 3 四半期決算短信及び各プレスリリースをご覧ください。

以 上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、このプレスリリースの発表（平成 21 年 1 月 30 日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、株式会社サイバー・コミュニケーションズの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、株式会社サイバー・コミュニケーションズ株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。